

工場立地法届出の手引き (詳細版)

当手引きは、工場立地法を制定した国からの各種資料に基づき、愛知県が作成したものです。当該届出事務は平成29年4月から全市町村へ事務移譲されており、届出先は特定工場所在地の各市町村となります。

市町村によって取扱いが一部異なる場合がありますので、詳細は各市町村へ直接お問合せください。

平成29年4月

愛知県産業労働部産業立地通商課

目 次

第1 工場立地法の仕組み.....	1
1 法のねらい.....	2
2 法の骨子.....	2
(1) 準則の公表	
(2) 届出	
第2 届出について	3
1 届出対象となる工場又は事業場の範囲	4
(1) 製造業等	
(2) 工場又は事業場	
(3) 一の団地	
(4) 敷地面積	
(5) 建築面積	
2 届出が必要となる場合	7
(1) 新設の届出	
(2) 変更に係る届出	
(3) 氏名等の変更の届出	
(4) 承継の届出	
(5) 廃止の届出	
3 実施の制限	11
(1) 実施を制限される行為	
(2) 実施制限期間の短縮	
4 届出書類	12
(1) 新設又は変更の届出書類	
(2) 氏名等の変更の届出書類	
(3) 承継の届出書類	
(4) 廃止の届出書類	
5 届出先	13

第3 工場立地法の準則について	16
1 生産施設及び環境施設の概要	17
2 生産施設	18
(1) 「生産施設」とは	
(2) 生産施設の判別のポイント	
(3) 生産施設面積率	
(4) 生産施設面積の測定方法	
(5) 兼業	
3 緑地	26
(1) 「緑地」とは	
(2) 緑地面積率	
(3) 重複緑地等の取扱い	
(4) 緑地面積の測定方法	
(5) 緑地整備に際して守るべきこと	
4 緑地以外の環境施設	30
(1) 「緑地以外の環境施設」とは	
(2) 各環境施設の取扱い	
(3) 環境施設の面積率	
(4) 「緑地以外の環境施設」の面積の測定方法	
5 環境施設の配置	34
(1) 「敷地の周辺部」とは	
(2) 5分の1ラインの記載方法	
6 既存工場の特例措置	35
(1) 単一業種の場合	
(2) 複数業種の生産施設面積	
(3) 複数業種の緑地面積、環境施設面積	
(4) 環境施設の配置	